

(別紙6)

熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業に係る  
自動車運転代行事業者への補助金の額の算定方法等について

1. 補助金の額の算定方法

補助金の額の算定方法は、次のとおりとする。

<算定式>

(1) ガソリンを使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 随伴用車両保有台数 × 14千円

(2) 軽油を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 随伴用車両保有台数 × 13千円

(3) オートガス(LPG)を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 随伴用車両保有台数 × 6千円

(4) ガソリン及びオートガス(LPG)の両方を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 随伴用車両保有台数 × 10千円

(5) 電気を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 随伴用車両保有台数 × 8千円

※保有台数は、対象期間(令和5年1月から令和5年9月)に熊本県公安委員会へ届出をしている台数とする。但し、対象期間の全てにおいて、車検又は法令に定める損害賠償責任保険が切れている車両は対象外とする。

2. 申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- ① 熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業費補助金交付申請書(兼請求書)
- ② 熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業補助金算定表  
※1(3)(4)に係る申請がない場合は、改正前の様式を使用できる。
- ③ 振込先の口座が確認できる書類(名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの)の写し
- ④ 県税の未納がないこと、又は徴収猶予を受けていることを証する納税証明書
- ⑤ 車両の燃料の種類、車検期間等が確認できる書類(車検証の写し)
- ⑥ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に基づく損害賠償責任保険契約書の写し(受託自動車共済契約証書等の写し)
- ⑦ その他(知事が別に必要と認める書類)

3. 提出先と提出期限

熊本県が委託する補助金申請書受付業務等受託事業者に提出。  
提出期限については、受託事業者と協議のうえ、別途定める。